

外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会	
第3回 (R5. 12. 4)	資料 1

## 事業所開設後3年要件について

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
福祉人材確保対策室

# 1. 技能実習「介護」における事業所開設後3年要件の設定に係る議論について

## (設定当時の議論)

- 介護の技能実習生の受入れに当たっては、技能実習制度本体の要件に加えて満たす必要がある介護職種の固有要件を定めており、技能実習制度へ介護職種が追加される前の「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」（平成27年2月）での提言内容に沿って、介護職種の技能実習が始まった平成29年に設定（※）したところ。

（※）平成29年9月：介護職種に固有の要件を告示 平成29年11月：対象職種に介護を追加

- 当時の検討会において、一定程度、安定的な経営が行われている場合に限定する必要があるのではないかと論点を提示したところ、
  - ・ 例えば3年という、ある程度の事業所開設後の経験を加味した要件をここに加えることも考えられるのではないかと意見があった。

(参考) 技能実習「介護」における事業所開設後3年要件の設定に係る発言

平成27年1月8日 第5回外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会 議事録（関係部分抜粋）

○平田構成員 （略）また、基本的に一定程度の経営の安定という部分で、例えば3年という、ある程度の開設後の経験を加味した要件をここに加えるということもいい。（略）

## 1. 技能実習「介護」における事業所開設後3年要件の設定に係る議論について

- これらの検討会での議論を踏まえ、
  - ・ 開設後の年数が浅い施設等が、経営が軌道に載らないまま技能実習生を受入れた場合には、技能実習生に対する適切な指導体制をとることができないという恐れがあり、
  - ・ 適切な技能移転を図る観点から、実習実施機関は経営が一定程度安定している機関に限定すべきであることから、設立後3年以上経過した施設であることが要件とされた。

(参考) 事業所開設後3年要件に関する厚生労働省告示の抜粋

「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」(平成29年厚生労働省告示第320号)

第二条 介護職種に係る規則第十二条第一項第十四号に規定する告示で定める基準は、次のとおりとする。

三 技能実習を行わせる事業所が次のいずれにも該当するものであること。

□ 開設後三年以上経過しているものであること。

### (制度施行後の議論)

- 技能実習「介護」の施行後、平成31年度には新たな在留資格として特定技能が創設されたが、特定技能制度は人材不足への対応を目的とした制度であることを踏まえ、事業所開設後3年要件は設けられていない。
- なお、技能実習制度については、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」において、
  - ・ 制度を発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設すること
  - ・ これに伴い、監理・支援・保護の在り方も強化すること
  - ・ 本人の意向による転籍も一定認めること等についても、取りまとめられていることを考慮する必要がある。

## 2. 在留資格別の事業所開設要件の有無について

	技能実習	特定技能	在留資格「介護」	EPA介護福祉士・ EPA介護福祉士候補者
事業所開設要件の有無	事業所開設後三年以上経過しているもの。	要件は定めていない。	要件は定めていない。	要件は定めていない。
考え方	適切な技能移転を図る観点から、開設年数の浅い実習実施機関の経営安定性の懸念が排除できないため。	人材不足への対応を目的とした制度であることを踏まえ、事業所開設要件は設けられていない。	介護福祉士取得者であり、専門的スキルや日本語能力等を有することから事業所開設要件は設けられていない。	二か国間の経済連携協定に基づき、介護福祉士の資格の取得に必要な知識及び技術の修得が図られるよう、受入れ体制を確保する必要があることから、一定の要件を付しているが、事業所開設要件は設けられていない。
備考		「介護分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会」への加入及び当該協議会活動への協力等を要件としている。		介護福祉士養成施設における実習施設と同等の体制を整備するほか、常勤の介護職員の四割以上が介護福祉士の資格を有する職員であること、過去三年間に、不正行為等をしたことがない機関により設立されていること等を要件としている。

※ 上記の他、在留資格の制度趣旨に基づいて従事が認められている施設・サービスや法令に基づく人員配置基準等が定められているほか、いずれの在留資格においても、外国人介護介護人材は受入施設等と雇用契約を締結することとなっており、労働基準法上の労働者として、労働基準関係法令の適用を受けることとなる。

※ 技能実習の開設後要件は厚生労働省告示（「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」（平成29年9月29日厚生労働省告示第320号））に定められている。

### 3. 議論の進め方

- 施行から一定期間が経過する中で、技能実習制度についての理解や受け入れ事業所数が増加。また、特定技能が創設される中、他の在留資格の取扱も踏まえる必要。
  
- このような状況を踏まえて、改めて、
  - ・ 適切な技能移転を図る観点から経営安定性に関する要件が必要か
  - ・ 要件を設定する場合、事業所開設後3年といった指標は適切か
  - ・ この指標に加えて、別の指標を設けることは考えられないかという点について検討が必要である。

(※) 議論の参考として、今般、令和5年度老人保健健康増進等事業においても、受入れ法人および受入れ事業者の考え方等をあらためて聴取した。

## 4. 事業所開設後3年要件について第1回検討会でいただいた主なご意見

### (法人単位で確認してはどうかという主なご意見)

- 3年以上というのを法人格で認めていただきたい。
- 事業所単位ではなくて、法人単位ということでぜひとも検討いただきたい。
- 特に新設の場合は非常に人が集まりにくいことから法人ごとの換算にすればいい。
- 外国人の介護人材を受入れて3年以上経営が行われている法人であれば、指導体制等のノウハウ転用も期待できる。
- 複数の事業所を持つ法人であれば、その事業所が新規であっても、経営の安定や教育体制が確保されている。
- 少なくとも住宅型のサービス等で3年以上運営しているのであれば、一定の緩和をしてもいいのではないか。

### (開設年数によらず適切な指導体制の是非を確認すべきという主なご意見)

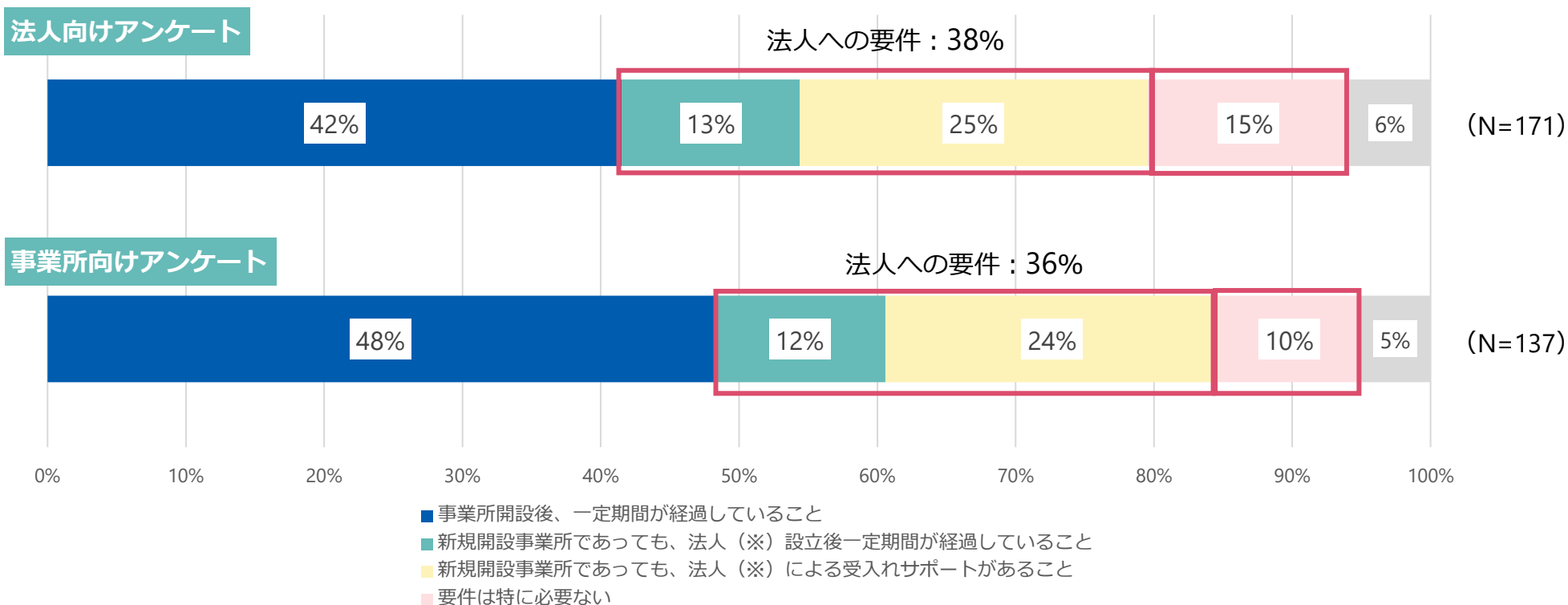
- 3年待たなくても適切な指導体制が確立できていれば必ずしも要件とする必要はないのではないかと。他方で、要件とする適切な指導体制については、確認する手順というものをやはり整理すべき。
- 現状の介護経営は大変厳しく、3年で経営が安定する保証は全くないというのが今の実情。年数よりも、やはり実習施設として指導体制や適切な処遇等により実習施設としてのふさわしい要件を満たしているかどうかで受入れていただくというのが重要。

## (参考) 技能実習生を受け入れるために必要な要件について

- 技能実習生を受け入れるための要件について、法人向けのアンケートでは「事業所開設後、一定期間が経過していること」が42%と最も多かったが、これに加えて、「新規開設事業所であっても、法人による受入れサポートがあること」が25%、「新規開設事業所であっても、法人設立後一定期間が経過していること」が13%であった。「要件は特に必要ない」は15%であった。

※ 事業所向けアンケートでは、それぞれ48%、24%、12%、10%だった。

Q.技能実習生を受け入れるために必要だと思う要件について、最もあてはまるもの1つを選択してください。



※ 数値は、「外国人介護人材の就労実態に関する調査研究事業」(令和5年度老人保健健康増進等事業)で実施したアンケートについて、令和5年10月31日に集計した速報値。

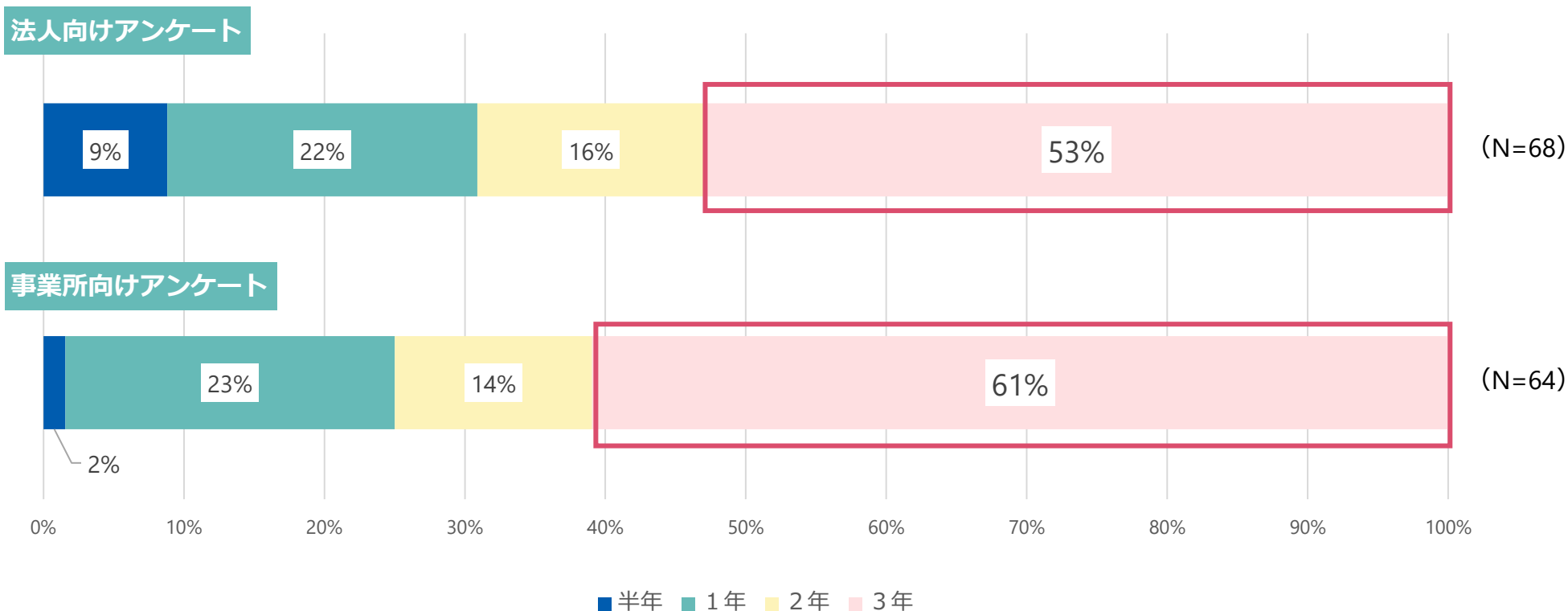
※ 「法人」は介護福祉士国家試験の実務経験対象施設を営んでいるところに限る。



## (参考) 技能実習生を受け入れるために必要な事業所の開設・設立年数

- 技能実習生を受け入れるために必要な事業所の開設・設立年数について、法人向けでのアンケートでは、「3年」が53%と一番多かった。「半年」が9%、「1年」が22%、「2年」が16%であった。
- 事業所向けアンケートにおいても、「3年」が61%と一番多かった。「半年」が2%、「1年」が23%、「2年」が14%であった。

Q. ≪「事業所開設後、一定期間（1年以上など）が経過していること」と回答したところのみ回答≫  
技能実習生を受け入れるために、必要だと思ふ事業所の開設・設立年数をお答えください。



※ 数値は、「外国人介護人材の就労実態に関する調査研究事業」（令和5年度老人保健健康増進等事業）で実施したアンケートについて、令和5年10月31日に集計した速報値。

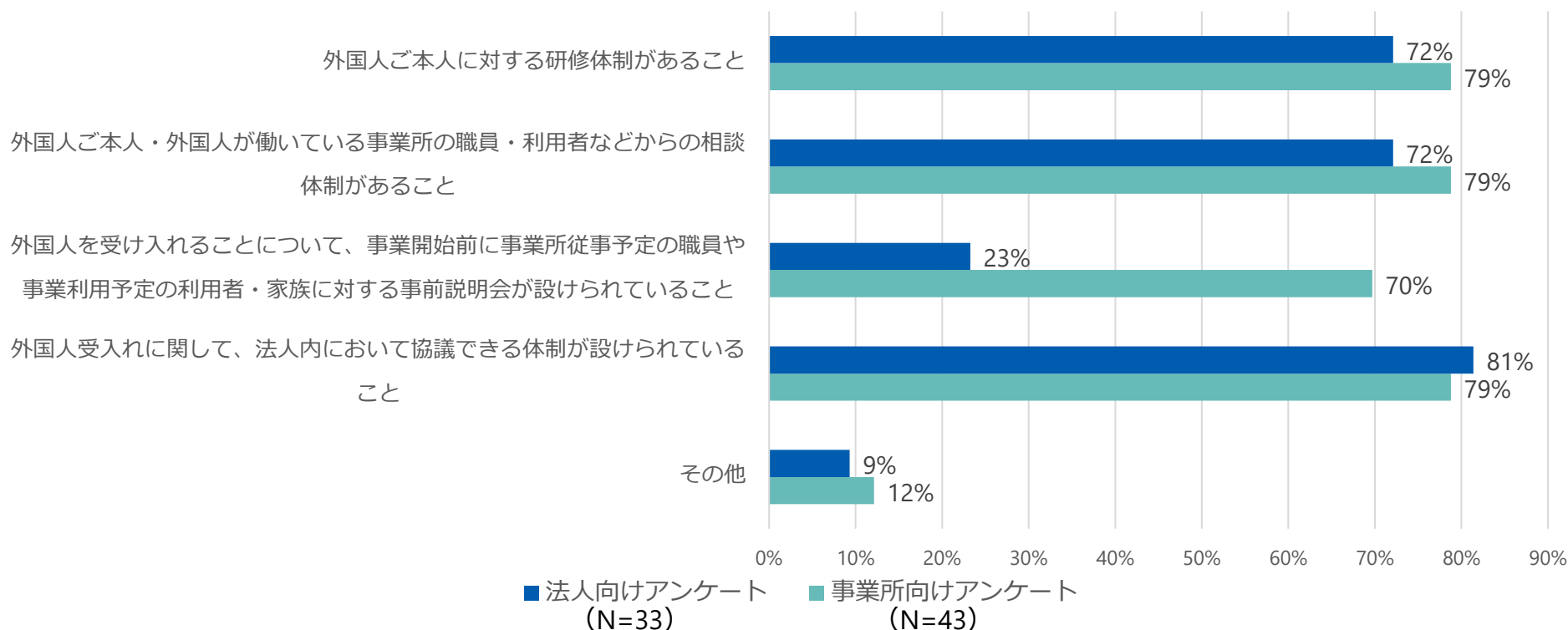
※ 「法人」は介護福祉士国家試験の実務経験対象施設を運営しているところに限る。



## (参考) 技能実習生を受け入れるために必要な法人からのサポートの内容

- 法人によるサポート内容は、①外国人に対する研修体制があること、②外国人・外国人が働いている事業所の職員・利用者などからの相談体制があること、③外国人を受け入れることについて、事業開始前に事業所従事予定の職員や事業利用予定の利用者・家族に対する事前説明会が設けられていること、④外国人受入れに関し法人内に協議できる体制が設けられていることが、それぞれ一定の割合で回答であった。

Q. «「新規開設事業所であっても、法人(※)によるサポートがあること」と回答したところのみ回答»  
法人(※)からのサポートの内容としてどのようなものを想定されていますか。(複数回答)



※ 数値は、「外国人介護人材の就労実態に関する調査研究事業」(令和5年度老人保健健康増進等事業)で実施したアンケートについて、令和5年10月31日に集計した速報値。

※ 「法人」は介護福祉士国家試験の実務経験対象施設を営んでいるところに限る。

## 5. 検討の方向性

- 事業所開設3年後要件については、制度施行前の前回の検討会において、適切な技能移転を図る観点から、開設年数の浅い実習実施機関の経営安定性の懸念が排除できないことから、一つの指標として要件設定された。
- 第1回の検討会でのご意見や、受入れ事業所へのアンケート調査を踏まえると、事業所開設後3年後要件など適切な技能移転を図る観点から経営安定性に関する一定の要件は引き続き必要と考えられる。
- 経営の安定性を確保し、適切な技能移転を図るために、他に考えられる指標としては、
  - ・ 経営の安定性は法人単位でも確認することが可能であること
  - ・ また、適切な指導体制に着目する場合には、法人内でのサポート体制や相談体制等があれば、対応可能であること等が考えられる。この点、上記のアンケート調査においても、一定の理解が見られた。
- このことから、事業所開設後3年要件を満たさない場合においても、以下の①又は②のいずれかを満たす場合には、介護職種の技能実習生の受入れを認めてはどうか。
  - ① 法人（※1）設立要件  
法人の設立から3年間が経過している場合。
  - ② サポート体制要件（※2）  
以下のような同一法人によるサポート体制がある場合。
    - ・ 外国人に対する研修体制があること
    - ・ 外国人・外国人が働いている事業所の職員・利用者などからの相談体制があること
    - ・ 外国人を受け入れることについて、事業開始前に事業所従事予定の職員や事業利用予定の利用者・家族に対する事前説明会が設けられていること
    - ・ 外国人受入れに関して、法人内において協議できる体制が設けられていること

※1 法人は、介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認める事業所を運営している法人に限る。

※2 サポート体制については、実習実施者に技能実習計画への記載を義務づけることとし、実地検査等の際にも確認を行う方向で検討。実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせていないことが判明したとき等には、技能実習法に基づき、主務大臣による改善命令等の行政処分を検討する等して実効性を担保していく。

# 参考資料



# 外国人介護人材受入れの仕組み

**EPA（経済連携協定）**  
（インドネシア・フィリピン・ベトナム）

**在留資格「介護」**  
（H29. 9 / 1～）

**技能実習**  
（H29. 11 / 1～）

**特定技能1号**  
（H31. 4 / 1～）

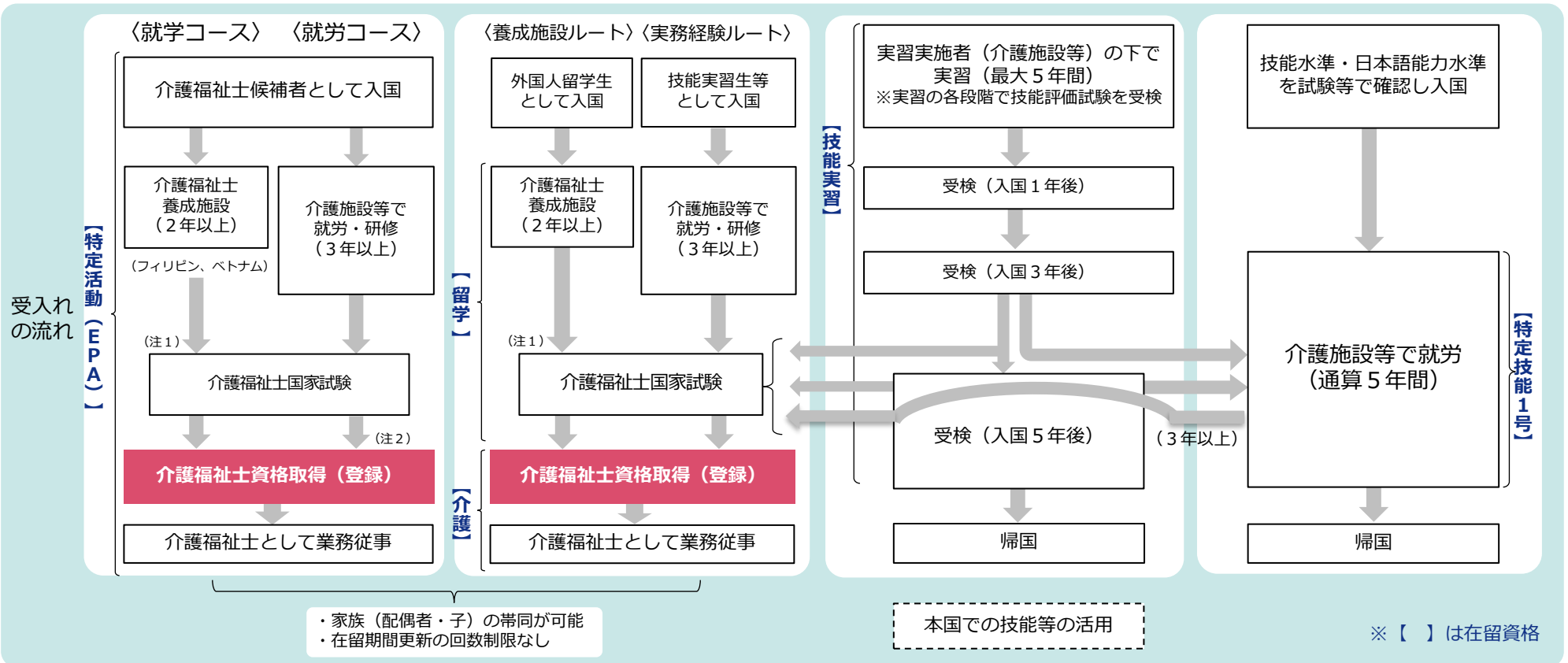
制度趣旨

二国間の経済連携の強化

専門的・技術的分野の  
外国人の受入れ

本国への技能移転

人手不足対応のための一定の専門性・  
技能を有する外国人の受入れ



（注1）平成29年度より、養成施設卒業生も国家試験合格が必要となった。ただし、令和8年度までの卒業生には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

（注2）4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

## 介護分野の外国人在留者数

在留資格	在留者数
E P A介護福祉士・候補者	在留者数：3,138人（うち資格取得者1,130人） ※2023年11月1日時点（国際厚生事業団調べ）
在留資格「介護」	在留者数：6,284人 ※2022年12月末時点（入管庁）
技能実習	在留者数：15,011人 ※2022年6月末時点（入管庁）
特定技能	在留者数：21,915人 ※2023年6月末時点（速報値）（入管庁）

## II 事業所開設後3年要件について

技能実習「介護」では、経営が一定程度安定している事業所として設立後3年を経過している事業所が対象となっているが、これをどう考えるか。

外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会 中間まとめ（平成27年2月4日）（P8、9）より抜粋

### ④ 適切な実習実施機関の対象範囲の設定

#### ア 介護職種を追加する場合に求められる水準・内容

- ・ 介護分野の有効求人倍率は他産業と比較して高く、人材確保が困難な事業所が多い。このため、開設後の年数が浅い施設等が、経営が軌道に載らないまま技能実習生を受入れた場合には、技能実習生に対する適切な指導体制をとることができないという恐れがあり、こうした懸念を回避することが求められる。

#### イ 具体的な対応の在り方

- ・ 適切な技能移転を図る観点から、実習実施機関は経営が一定程度安定している機関に限定すべきであり、その要件として、設立後3年以上経過した施設をその対象とすることが望ましい。

「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」（平成29年厚生労働省告示第320号）

第二条 介護職種に係る規則第十二条第一項第十四号に規定する告示で定める基準は、次のとおりとする。

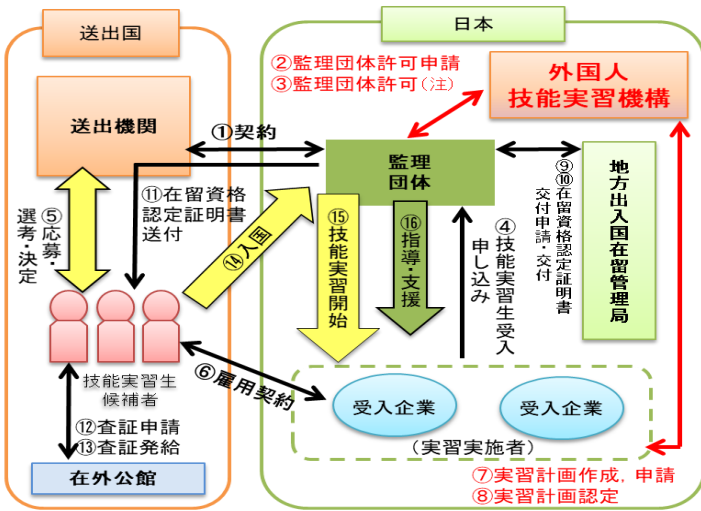
- 三 技能実習を行わせる事業所が次のいずれにも該当するものであること。
  - ロ 開設後三年以上経過しているものであること。

# 技能実習制度の仕組み

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約36万人在留している。  
※令和5年6月末時点

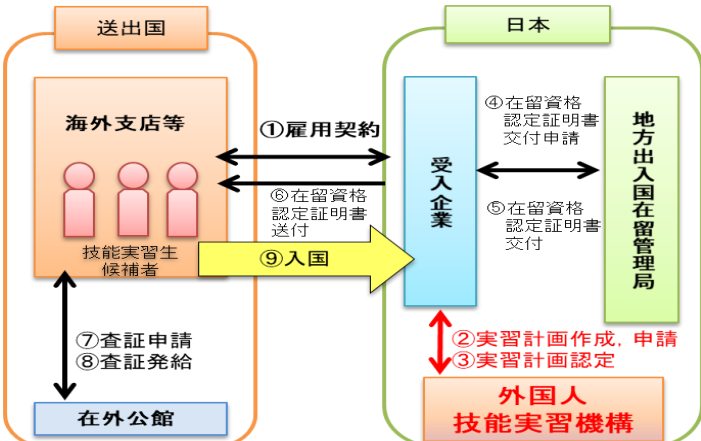
## 技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

**【団体監理型】** 非営利の監理団体(事業協同組合、商工会等)が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

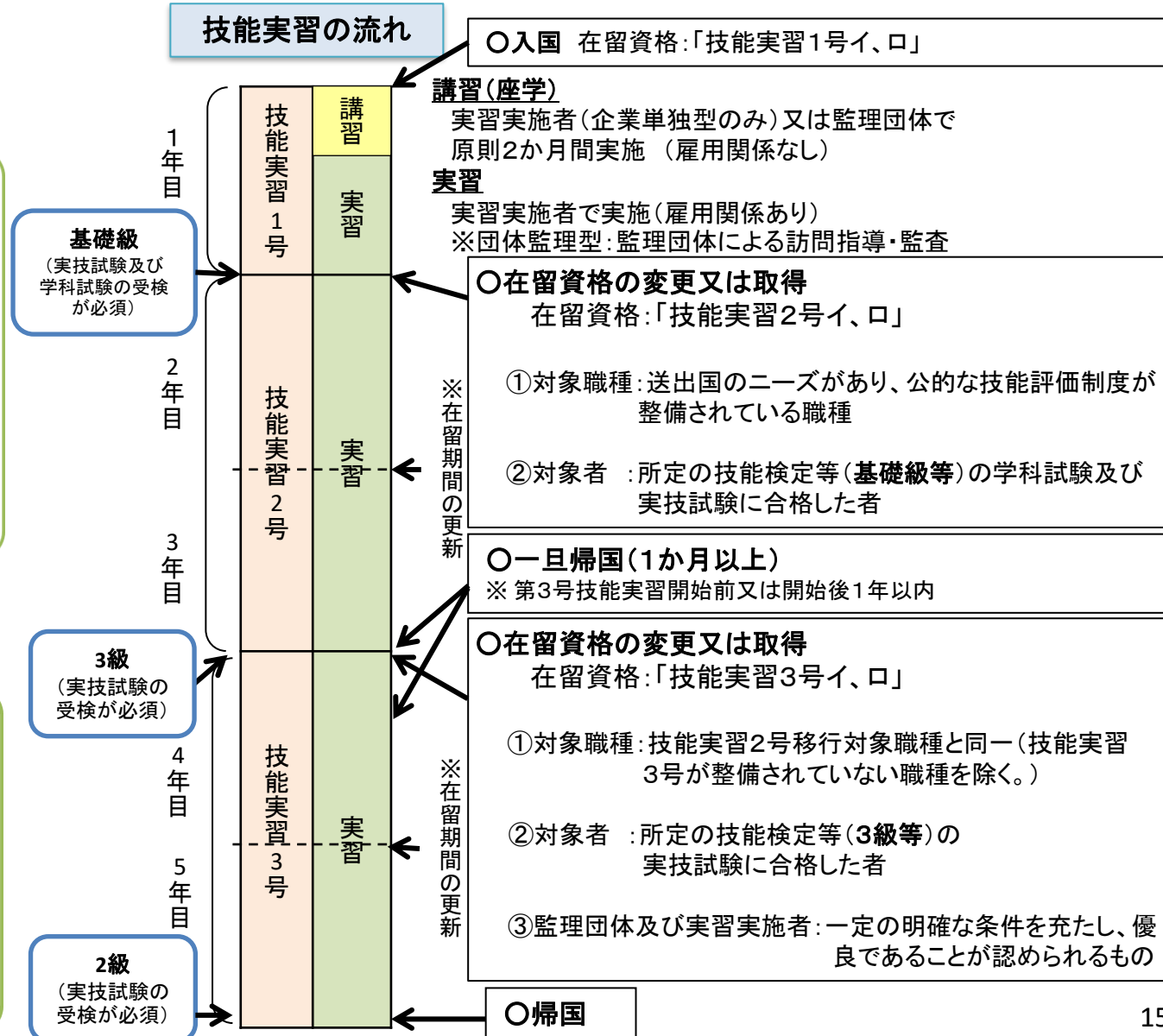


注: 外国人技能実習機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可

**【企業単独型】** 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



## 技能実習の流れ



○入国 在留資格:「技能実習1号イ、ロ」

**講習(座学)**  
実習実施者(企業単独型のみ)又は監理団体で原則2か月間実施(雇用関係なし)  
**実習**  
実習実施者で実施(雇用関係あり)  
※団体監理型: 監理団体による訪問指導・監査

○在留資格の変更又は取得  
在留資格:「技能実習2号イ、ロ」

- ①対象職種: 送出国のニーズがあり、公的な技能評価制度が整備されている職種
- ②対象者: 所定の技能検定等(基礎級等)の学科試験及び実技試験に合格した者

○一旦帰国(1か月以上)  
※第3号技能実習開始前又は開始後1年以内

○在留資格の変更又は取得  
在留資格:「技能実習3号イ、ロ」

- ①対象職種: 技能実習2号移行対象職種と同一(技能実習3号が整備されていない職種を除く。)
- ②対象者: 所定の技能検定等(3級等)の実技試験に合格した者
- ③監理団体及び実習実施者: 一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められるもの

○帰国



# 技能実習「介護」における固有要件について

- 介護の技能実習生の受入れに当たっての要件は、下記のとおり。（「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」（平成27年2月4日）での提言内容に沿って設定。）
- 平成29年9月、介護職種に固有の要件を告示。平成29年11月、対象職種に介護を追加。

<b>介護固有要件</b>  ※技能実習制度本体の要件に加えて満たす必要がある。	コミュニケーション能力の確保	・1年目（入国時）は「N3」程度が望ましい水準、「N4」程度が要件。2年目は「N3」程度が要件 ただし、一定の条件を満たす場合は、当分の間、「N4」であっても、2号修了時（入国後3年間）まで在留を可能とする （参考）「N3」：日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる 「N4」：基本的な日本語を理解することができる（日本語能力試験：独立行政法人国際交流基金、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施）
	適切な実習実施者の対象範囲の設定	・「介護」の業務が現に行われている事業所を対象とする（介護福祉士国家試験の実務経験対象施設） ただし、技能実習生の人権擁護、適切な在留管理の観点から、訪問系サービスは対象としない ・ <b>経営が一定程度安定している事業所として設立後3年を経過している事業所が対象</b>
	適切な実習体制の確保	・受入れ人数枠 受入れることができる技能実習生は、事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員（常勤介護職員）の総数に応じて設定（常勤介護職員の総数が上限）。 ・技能実習指導員の要件 技能実習生5名につき1名以上選任。そのうち1名以上は介護福祉士等。 ・入国時の講習 専門用語や介護の基礎的な事項を学ぶ ・夜勤業務等 利用者の安全の確保等のために必要な措置を講じる。 （※）具体的には、技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降の技能実習生に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。
	監理団体による監理の徹底	・監理団体の役職員に5年以上の実務経験を有する介護福祉士等を配置 ・「介護」職種における優良要件は「介護」職種における実績を基に判断
<b>技能実習評価試験</b>	移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化	一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしくみ・こころとからだのしくみ等の理解に裏付けられた以下の業務を、移転対象とする ・必須業務＝身体介護（入浴、食事、排泄等の介助等） ・関連業務＝身体介護以外の支援（掃除、洗濯、調理等）、間接業務（記録、申し送り等） ・周辺業務＝その他（お知らせなどの掲示物の管理等）
	適切な公的評価システムの構築	・各年の到達水準は以下のとおり 1年目 指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル 3年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル 5年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル

# 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の**技能実習の適正な実施**及び**技能実習生の保護**を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

## 法律の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共管

### 1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する**技能実習計画**について**認定制**とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) **実習実施者**について、**届出制**とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) **監理団体**について、**許可制**とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) **技能実習生に対する人権侵害行為**等について、禁止規定を設け違反に対する所要の**罰則を規定**するとともに、技能実習生に対する**相談**や**情報提供**、技能実習生の**転籍の連絡調整**等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) **事業所管大臣等に対する協力要請**等を規定するとともに、地域ごとに**関係行政機関等による地域協議会**を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) **外国人技能実習機構を認可法人として新設**し、【第3章関係】
  - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
  - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、**実地に検査**【第14条関係】
  - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
  - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】等を行わせるほか、技能実習生に対する**相談・援助**等を行う。【第87条関係】

### 2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、**第3号技能実習生の受入れ(4～5年目の技能実習の実施)**を可能とする。【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

### 3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

## 施行日

平成29年11月1日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日  
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日(平成28年11月28日)

平成28年11月18日成立

同年11月28日公布

## (参考) 技能実習計画に関する条文について (抜粋)

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(平成二十八年法律第八十九号)

### (技能実習計画の認定)

第八条 技能実習を行わせようとする本邦の個人又は法人(親会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第四号に規定する親会社をいう。)とその子会社(同条第三号に規定する子会社をいう。))の関係その他主務省令で定める密接な関係を有する複数の法人が技能実習を共同で行わせる場合はこれら複数の法人)は、主務省令で定めるところにより、技能実習生ごとに、技能実習の実施に関する計画(以下「技能実習計画」という。)を作成し、これを出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に提出して、その技能実習計画が適当である旨の認定を受けることができる。

### (認定の基準)

第九条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、前条第一項の認定の申請があった場合において、その技能実習計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 二 技能実習の目標及び内容が、技能実習の区分に応じて主務省令で定める基準に適合していること。
- 六 技能実習を行わせる体制及び事業所の設備が主務省令で定める基準に適合していること。

### (機構による認定の実施)

第十二条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、外国人技能実習機構(以下この章において「機構」という。)に、第八条第一項の認定(前条第一項の規定による変更の認定を含む。第四項において同じ。)に関する事務(以下「認定事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

### (機構による事務の実施)

第十四条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、第十二条第一項の規定により機構に認定事務の全部又は一部を行わせるときは、この節の規定を施行するために必要な限度において、次に掲げる事務を機構に行わせることができる。

- 一 実習実施者等若しくは監理団体等又は役職員等に対して必要な報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を求める事務
  - 二 その職員をして、関係者に対して質問させ、又は実地に実習実施者等若しくは監理団体等の設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させる事務
- 2 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、前項の規定により機構に報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求めさせ、又は質問若しくは検査を行わせる場合には、機構に対し、必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。
- 3 機構は、前項の指示に従って第一項に規定する報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、又は質問若しくは検査を行ったときは、その結果を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に報告しなければならない。

## (参考) 技能実習計画に関する条文について (抜粋)

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(平成二十八年法律第八十九号)

### (改善命令等)

第十五条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせていないと認めるとき、又はこの法律その他出入国若しくは労働に関する法律若しくはこれらに基づく命令の規定に違反した場合において、技能実習の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、当該実習実施者に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、前項の規定による命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

### (認定の取消し等)

第十六条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、実習認定を取り消すことができる。

一 実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせていないと認めるとき。

二 認定計画が第九条各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。

三 実習実施者が第十条各号のいずれかに該当することとなったとき。

四 第十三条第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

五 第十四条第一項の規定により機構が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求めに虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定により機構の職員が行う質問に対して虚偽の答弁をしたとき。

六 前条第一項の規定による命令に違反したとき。

七 出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

2 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、前項の規定による実習認定の取消しをした場合には、その旨を公示しなければならない。



(参考) 介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として対象となる施設・事業

児童福祉法関係の施設・事業
知的障害児施設
自閉症児施設
知的障害児通園施設
盲児施設
ろうあ児施設
難聴幼児通園施設
肢体不自由児施設
肢体不自由児通園施設
肢体不自由児療護施設
重症心身障害児施設
重症心身障害児(者)通園事業
肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設の委託を受けた指定医療機関(国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの)
児童発達支援
放課後等デイサービス
障害児入所施設
児童発達支援センター
居宅訪問型児童発達支援
保育所等訪問支援
障害者総合支援法関係の施設・事業
短期入所
障害者支援施設
療養介護
生活介護
児童デイサービス
共同生活介護(ケアホーム)
共同生活援助(グループホーム)(外部サービス利用型を除く)
自立訓練
就労移行支援
就労継続支援
知的障害者援護施設(知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者通勤寮・知的障害者福祉工場)
身体障害者更生援護施設(身体障害者更生施設・身体障害者療護施設・身体障害者授産施設・身体障害者福祉工場)
福祉ホーム
身体障害者自立支援
日中一時支援

生活サポート
経過的デイサービス事業
訪問入浴サービス
地域活動支援センター
精神障害者社会復帰施設(精神障害者生活訓練施設・精神障害者授産施設・精神障害者福祉工場)
在宅重度障害者通所援護事業(日本身体障害者団体連合会から助成を受けている期間に限る)
知的障害者通所援護事業(全日本手をつなぐ育成会から助成を受けている期間に限る)
居宅介護
重度訪問介護
行動援護
同行援護
移動支援事業
障害者デイサービス事業(平成18年9月までの事業)
外出介護(平成18年9月までの事業)
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業
第1号通所事業
老人デイサービスセンター
指定通所介護
指定地域密着型通所介護(指定療養通所介護を含む)
指定認知症対応型通所介護
指定介護予防認知症対応型通所介護
老人短期入所施設
指定短期入所生活介護
指定介護予防短期入所生活介護
養護老人ホーム
特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)
軽費老人ホーム
ケアハウス
有料老人ホーム
指定小規模多機能型居宅介護
指定介護予防小規模多機能型居宅介護
指定看護小規模多機能型居宅介護
指定訪問入浴介護
指定介護予防訪問入浴介護

指定認知症対応型共同生活介護
指定介護予防認知症対応型共同生活介護
介護老人保健施設
介護医療院
指定通所リハビリテーション
指定介護予防通所リハビリテーション
指定短期入所療養介護
指定介護予防短期入所療養介護
指定特定施設入居者生活介護
指定介護予防特定施設入居者生活介護
指定地域密着型特定施設入居者生活介護
サービス付き高齢者向け住宅
第1号訪問事業
指定訪問介護
指定介護予防訪問介護
指定夜間対応型訪問介護
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
指定訪問看護
指定介護予防訪問看護
訪問看護事業

生活保護法関係の施設
救護施設
更生施設

その他の社会福祉施設等
地域福祉センター
隣保館デイサービス事業
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
ハンセン病療養所
原子爆弾被爆者養護ホーム
原子爆弾被爆者デイサービス事業
原子爆弾被爆者ショートステイ事業
労災特別介護施設
原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業
家政婦紹介所(個人の家庭において、介護等の業務を行なう場合に限る)

病院又は診療所
病院
診療所

# (参考) 外国人介護人材の就労実態に関する調査研究事業の概要 (令和5年度老人保健健康増進等事業)

## 1. 調査目的

- 本調査は、介護職種の技能実習生及び特定技能外国人の就労実態や、外国人介護人材の受入法人及び事業所等の受入れに係る支援・取組の内容等について、現状を把握し、「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」における議論の基礎資料を得ること目的に実施。

## 2. 調査実施者

- 令和5年度老人保健健康増進等事業により公募し、「みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社」を実施事業者として採択。

## 3. 調査方法

- 技能実習生・特定技能外国人を受け入れている①介護事業者（受入法人）及び②介護事業所（受入事業所）、介護保険・障害福祉等の分野で訪問系サービスを提供する事業所（③訪問系事業所）に対して、アンケート調査を実施。
- 介護サービス情報の公表システムデータ、技能実習制度における介護技能実習認定計画一覧（技能実習機構提供）、介護分野の特定技能外国人の受入法人・事業所の名称・住所・種別リスト（公益社団法人国際厚生事業団提供）、障害福祉サービス等情報公表データ（独立行政法人福祉医療機構提供）等から調査実施者が①、③の調査対象抽出方法及び割付数を決定したうえで、それぞれ1,500件を無作為で抽出。
- 抽出した法人・訪問系事業所に対してアンケート票を9月19日に送付し、10月16日までに回答（Web）を求めた。 ※②については、①で送付した法人内の事業所に回答を求めた。

## 4. 調査結果（速報値）

- 10月20日まで回答の受け付けを行い、10月31日時点で集計した調査結果の速報は、以下のとおり。

	調査対象数 (A)	有効回答数 (B)	回答率 (B/A)
①受入法人	1,500件	227件	15.1%
②受入事業所	①の法人が運営する 外国人受入事業所	194件	—
③訪問系事業所	1,500件	213件	14.2%

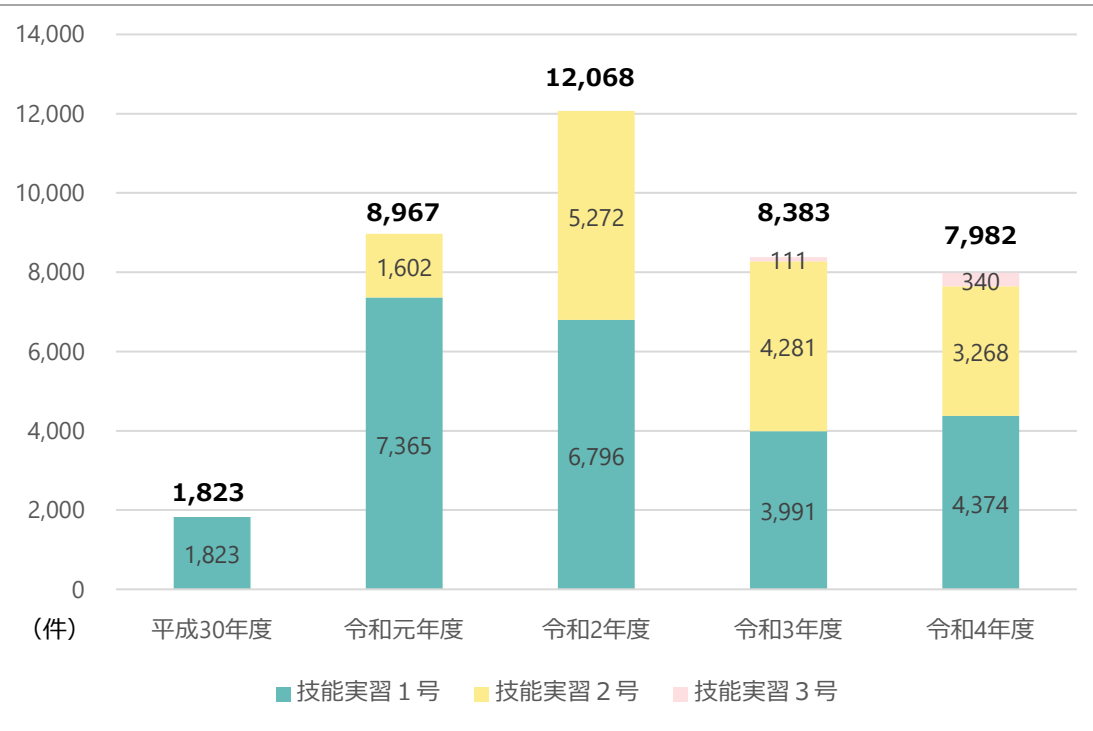
※今般、議論する開設後要件について、③には回答を求めている。

## 5. 検討委員

氏名	所属等
内藤 佳津雄 (座長)	日本大学
青見 健志	公益社団法人全国老人保健施設協会 医療法人健明会
天野 ゆかり	静岡県立大学
石田 路子	NPO法人高齢社会をよくする女性の会 名古屋学芸大学
今村 文典	公益社団法人日本介護福祉士会 社会福祉法人立志福祉会輝祥苑
大代 貴輝	全国社会福祉法人経営者協議会 社会福祉法人 黒松内つくし園
片岡 佳和	公益社団法人国際厚生事業団
品川 哲也	一般社団法人全国介護事業者連盟 株式会社フェリスケア
中山 辰巳	公益社団法人全国老人福祉施設協議会 特別養護老人ホームみちのく荘 施設長
比留間 洋一	静岡大学

# 介護職種の技能実習計画の新規認定件数の推移

- 介護職種の技能実習計画の新規認定件数は、認定を開始した平成30年度以降の5年間で累計3万9,000件ほど。
- 令和2年度の1万2,068件をピークに毎年8,000件程度の認定がある。
- 第3号の技能実習計画の認定件数は500件弱となっている。



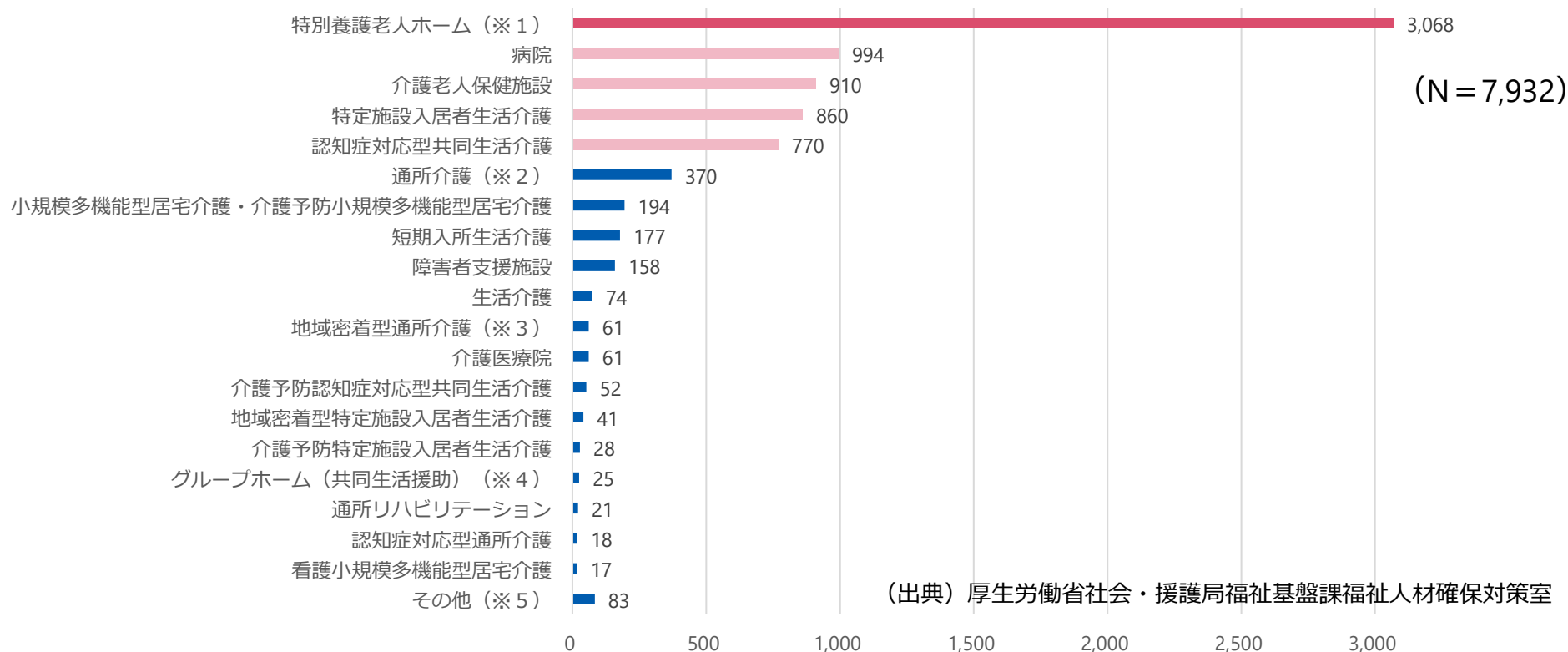
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	(参考) 累計
1号	1,823件	7,365件	6,796件	3,991件	4,374件	24,349件
2号	0件	1,602件	5,272件	4,281件	3,268件	14,423件
3号	0件	0件	0件	111件	340件	451件
合計	1,823件	8,967件	12,068件	8,383件	7,982件	39,223件

※ 数値は技能実習機構から提供された認定計画一覧について、厚生労働省が令和5年7月13日時点でまとめたもの。  
 ※ 当該データは新規で認定された計画件数を表すものであり、実際に在留・就労する人数と異なることに留意が必要。  
 また、認定後の計画変更等については反映されていない。  
 ※ 技能実習3号で外国人を受け入れる企業と監理団体は、それぞれ優良な実施者、優良な監理団体の認定を受ける必要がある。



# 介護職種の技能実習が行われる施設・事業所の類型

- 介護職種の技能実習は、特別養護老人ホームで最も多く行われている。
- 次いで、病院、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護の順で実習が行われており、上位5施設・事業所で8割以上となっている。



(注) 数値は技能実習機構から提供された令和4年度の認定計画一覧について、厚生労働省が令和5年7月13日時点でまとめたもの。

※1 「特別養護老人ホーム」には指定介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設)も含む。

※2 「通所介護」には老人デイサービスセンターを含む。

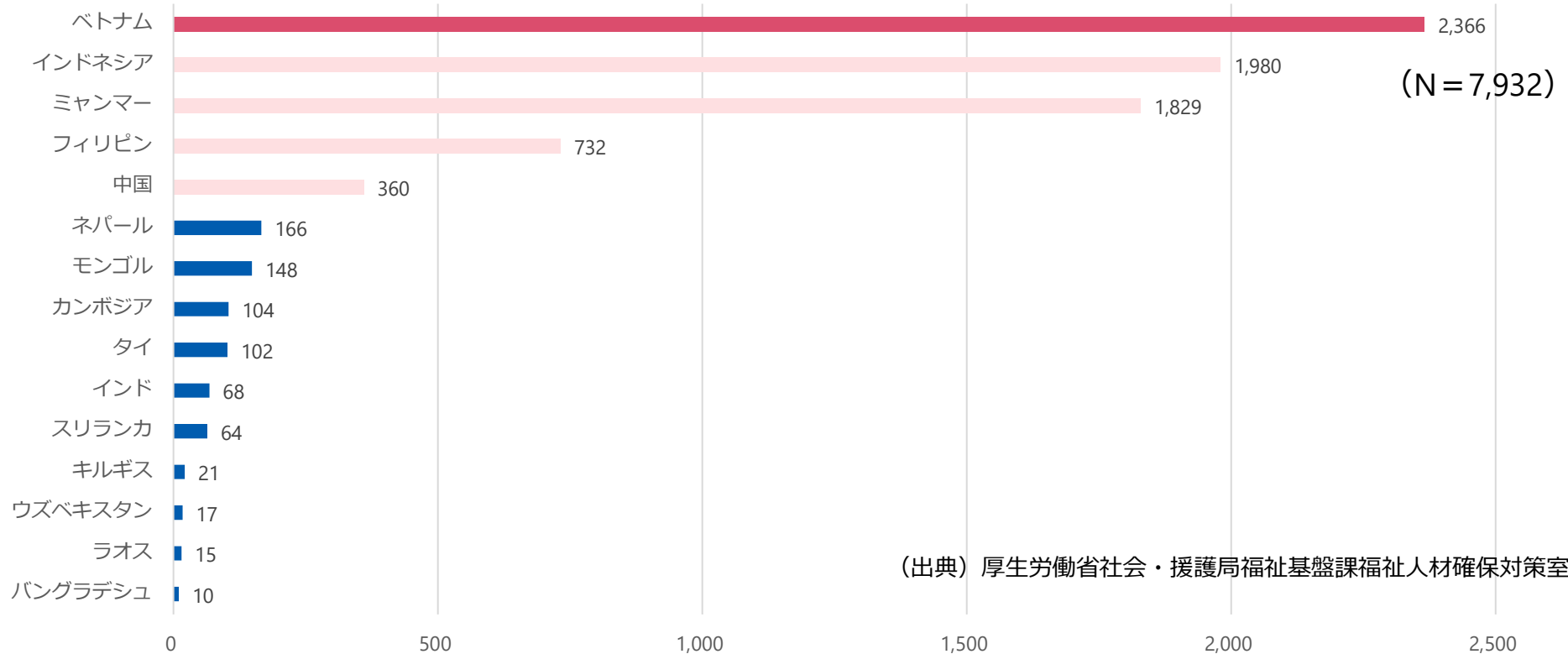
※3 「地域密着型通所介護」には指定療養通所介護を含む。

※4 「グループホーム(共同生活援助)」は外部サービス利用型を除く。

※5 「その他」は、件数の少ない施設・事業の類型をまとめたもの。具体的には介護予防認知症対応型通所介護、救護施設、介護予防短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション、就労継続支援、障害児入所施設、療養介護、介護予防短期入所生活介護、短期入所、診療所、第1号通所事業が含まれている。

## 介護職種の技能実習生の国籍

- 介護職種の技能実習生の国籍をみると、ベトナムが最も多い。
- 次いでインドネシア、ミャンマー、フィリピン、中国の順となっており、上位5か国で9割以上となっている。
- EPA介護福祉士候補者を受入れている3か国はいずれも上位5か国に入っている。

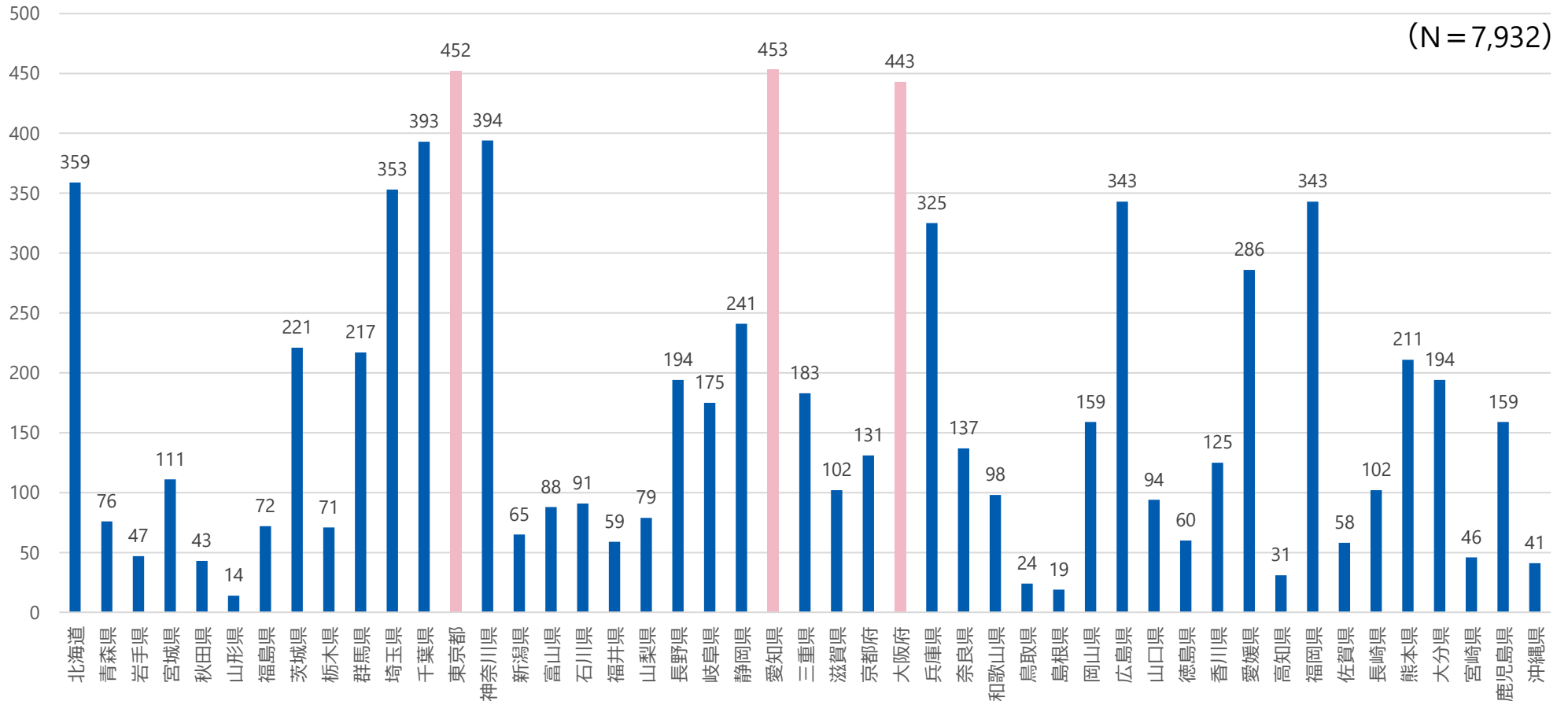


(出典) 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 作成

※ 数値は技能実習機構から提供された令和4年度の認定計画一覧について、厚生労働省が令和5年7月13日時点でまとめたもの。

# 介護職種の技能実習計画の新規認定件数（都道府県別）

○ 介護職種の技能実習計画の新規認定件数を都道府県別にみると、愛知県、東京都、大阪府が多くなっており、比較的、三大都市圏を中心にした都市部に多い傾向にある。



※ 数値は技能実習機構から提供された令和4年度の認定計画一覧について、厚生労働省が令和5年7月13日時点でまとめたもの。